

第6回

入間市の避難行動要支援者 避難支援制度

避難行動要支援者避難支援制度

東日本大震災でなくなった方のうち65歳以上の高齢者の割合は6割のばり、また多くの消防職員・消防団員や民生委員などの支援者も犠牲になりました。この教訓から、災害対策基本法では、平成25年の法改正の際に、災害が発生しそうな時に自分の力で避難することが難しい方で、避難のために特に支援が必要な方を「避難行動要支援者」と定義し

制度の対象者

- ①身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている者
- ②療育手帳④またはAの交付を受けている者
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- ④難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成認定を受けている難病患者
- ⑤介護保険法に基づく要介護3、4または5の認定を受けている者
- ⑥75歳以上の高齢者のみの世帯の者
- ⑦日本語によるコミュニケーションが困難な在在外国人
- ⑧その他支援を必要とする者

ました。そして、この避難行動要支援者の情報を予め整備し、共助の中心となる自主防災会や支援の核となる民生委員、消防組織などに提供しておくことで、支援が必要な方と支援する方の生命を一人でも多く守るための実効性の高い制度を作ることを市町村に求めています。

対象者への同意の確認

入間市では、避難行動要支援者として別表のとおり対象者を位置付けています。そして対象となる方に、「個人情報支援者に提供すること」との同意確認を行い、同意の得られた方の名簿（同意者名簿）を作成します。避難行動要支援者の対象となる方であっても、情報の提供を希望しない方は、同意しないことで、名簿から外れることができます。

共助のまちづくり

こうして市が作成した同意者名簿は、自主防災会（自治会）に提供することに なります。これは、地域コミュニティの中心となる自主防災会（自治会）に避難支援の枠組みに協力していただくことで、日頃の交流や見守り活動を通じて、災害発生時に活きる共助のつながりを育んでもらうためです。

発災直後の対応は、自助・共助が中心となります。この機会に地域とのつながりを考えてみてはいかがでしょうか。